

●第7章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の把握【遺体安置所運営班】

第1 届出の受理

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録します。

第2 行方不明者の調査

区本部長は、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行います。

第3 行方不明者の確定

区本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を特定するなどの確かな情報の把握に努めます。

第4 後方支援活動

1 活動方針

区本部長は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方支援活動（警備、交通整理、広報等）を行います。

2 報告及び協力要請

区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各局長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等に対し消防応援、重機等の出動などの協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

第1 遺体安置所【遺体安置所運営班】

1 機能

遺体安置所は、災害で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

2 施設の指定

鶴見スポーツセンターを遺体安置所として指定しています。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行う。	鶴見スポーツセンター なお、必要に応じて、鶴見区仏教会に協力を求める。

3 開設・運営

遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は職員の応援派遣等の支援を行います。

また、各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

第2 遺体の処理【遺体安置所運営班】

区本部長は、検視・検案後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

なお、遺体の処置については、専門的な知識が必要であることから、葬祭業者等との訓練や協定の締結などを通じた平常時からの連携を促進し、必要な協力を得られる体制の確保に努めるものとします。納棺用品等の調達については、「災害時における棺等葬祭用品の供給などの協力に関する協定」に基づき、全日本葬祭業協同組合連合会神奈川県葬祭業協同組合及び（一社）全日本冠婚葬祭互助協会に納棺及び納棺用品等必要資材の調達等を要請します。

第3 身元確認【遺体安置所運営班】

区本部長は、警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

警察は、身元不明者の身元確認のため、神奈川県警察協力歯科医師等への協力要請を行います。

第4 遺体の引き渡し等【遺体安置所運営班】

1 引き渡し

区本部長と警察は検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

なお、身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取り扱います。

2 身元不明遺体の取り扱い

- (1) 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。
- (2) 区本部長は、遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を公表し、遺族等の早期発見に努めます。

第5 死亡者数の確定と広報【遺体安置所運営班】

検視・検案を終えた遺体は死亡者数として計上します。計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が、死亡者名簿等の死亡者に関する情報を相互に共有し確定します。

区本部長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行うものとします。

第6 死亡届と火葬

1 実施体制【遺体安置所運営班】

- (1) 健康福祉局長は、区本部長、遺族から搬送された遺体の火葬を行います。
- (2) 区本部長は、遺体安置所等から斎場等へ遺体を搬送する場合、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、(一社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

2 死亡届と火埋葬等に関する手順の明確化【諸証明班】

区本部が行う死亡届及び火埋葬許可証等発行手続きについては、実施手順をマニュアル化し、遺族への相談に迅速に対応できるようにします。また、通常の実施手順に加え、国からの特例措置も想定した災害時用のマニュアルも作成して対応します。

3 応急的な火・埋葬【諸証明班】

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。